

福岡県所管の高圧ガス第一種製造者 各位

福岡県商工部工業保安課

大規模地震対策及び津波対策に関する危害予防規程の変更届出について（お知らせ）

高圧ガス保安法に規定される第一種製造者については、危害予防規程を定め届け出る必要がありますが、平成 30 年経済産業省令第 61 号（平成 30 年 11 月 14 日交付）の一部が令和元年 9 月 1 日に施行され、危害予防規程に定めるべき事項（「大規模な地震に係る防災及び減災対策」及び「津波浸水対策」）が追加されたことに伴い、既に危害予防規程を届け出ている第一種製造者についても、危害予防規程にこれらの事項を追加し、令和 2 年 8 月 31 日までに届け出る必要があります。

そこで、経済産業省の策定指針並びに高圧ガス保安協会が策定する危害予防規程の指針（KHKS 1800）の改正状況等を元に、大規模な地震に係る防災及び減災対策の記載例及び津波浸水対策の記載例を作成しました。

対象事業者におきましては、当資料を参考としてご活用いただき、下記により危害予防規程に必要な項目及び内容を追加の上、危害予防規程届書の提出をお願いします。

記

1 対象事業者

※過去に災害対策マニュアルを危害予防規程に追加している事業者におきましても対象になりますのでご注意ください。

(1) 大規模な地震に係る防災及び減災対策

すべての第一種製造者

(2) 津波浸水想定区域における津波浸水対策

第一種製造者のうち「津波防災地域づくりに関する法律第 8 条第 1 項」の規定により、「津波浸水想定」が設定された区域内にある事業者

※福岡県の津波浸水想定区域については、下記の福岡県工業保安課ホームページの 4 津波浸水想定が設定された区域を確認し、事業所が津波浸水想定の設定された区域外か区域内かをご確認ください。

○高圧ガス保安法令の改正のお知らせ（危害予防規程関係）

<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/kigai.html>

2 危害予防規程に追加する項目と内容

別紙1「大規模な地震に係る防災及び減災対策の記載例」並びに別紙2「津波浸水対策の記載例」を参考に、添付の「チェックシート（大規模地震対策及び津波対策に関する危害予防規程の変更届出）」に必要事項を記入し、現行（改訂前）の危害予防規程における策定状況を確認してください。

上記のチェックシートにより確認された未策定項目について、危害予防規程に必要な項目及び内容を追加し、危害予防規程届書の提出をお願いします。

なお、別紙1及び別紙2に記載している内容については一例です。記載内容の実施が困難な場合や、事業所の実情に合わない場合などは、それぞれの実態に即して記載内容を変更してください。

また、地震・津波対策について、既に危害予防規程に定めている場合は、詳細項目に抜けている事項がないか確認し、抜けている事項がある場合は追加してください。

3 提出する書類の種類及び提出方法

添付の「チェックシート（大規模地震対策及び津波対策に関する危害予防規程の変更届出）」は、危害予防規程の変更有無にかかわらず、すべての第一種製造者が提出の対象となりますので、ご協力をお願いします。

また、提出する書類の種類及び提出方法については、添付の「チェックシート（大規模地震対策及び津波対策に関する危害予防規程の変更届出）」の「5 書類の提出について」に記載の方法にてお願いします。郵送の場合は、届出を2部と返信用封筒（控えの返信に必要な切手を貼付）の同封をお願いします。

なお、各書類については、下記の県ホームページよりダウンロードできます。

○大規模地震対策及び津波対策に関する危害予防規程の変更届出について（お知らせ）

<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/kigai-oshirase.html>

4 提出期限

令和2年8月31日（月）

5 添付書類

- ・チェックシート（大規模地震対策及び津波対策に関する危害予防規程の変更届出）
- ・別紙1「大規模な地震に係る防災及び減災対策の記載例」
- ・別紙2「津波浸水対策の記載例」
- ・危害予防規程届書

【担当及び郵送送付先】

〒812-8577 福岡県福岡市博多区東公園 7-7 福岡県商工部工業保安課

（一般則、コンビ則、冷凍則） 高圧ガス電気係 古海、荒木

（液石則） L Pガス火薬係 佐々木

電話：092-643-3439、FAX：092-643-3444